

財団法人社会福祉振興・試験センター について

(財)社会福祉振興・試験センターの概要

H22. 04. 01現在

法人の概要

- 目 的** 社会福祉に関する調査研究及び啓発宣伝、社会福祉施設の経営に必要な援助並びに社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士に係る試験及び登録に関する事務並びに介護支援専門員に係る試験に関する事業を行い、もって我が国の社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする。
- 設 立 年 次** 昭和21年3月25日
※「財団法人社会事業振興会」として設立。昭和63年4月「財団法人社会福祉振興・試験センター」へ改称。
- 理 事 長** 田中 敏雄
- 役 職 員 数** 76人(役員15人:理事長(常勤)、理事12(うち2は常勤)、監事2、職員61人)(平成22年4月1日現在)
※常勤理事1及び監事1(厚生労働省OB)は平成22年6月に退任。
現在、厚生労働省OBの役員は2人(理事長、常勤理事1)おり、任期途中の本年度末退任予定。
- 予 算 額** 48億円(国からの財政支出はなし)

主な業務の概要

- 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験事業(指定業務)
「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」及び「精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)」による指定試験機関に指定され、毎年、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験を実施。
- 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士登録事業(指定業務)
「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」及び「精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)」による指定登録機関に指定され、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格に関する登録事業を実施。
- その他の事業(出版事業、研修事業、介護支援専門員試験問題作成事業等)

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 にかかる指定試験機関・指定登録機関について

1. 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士資格・試験の概要

(1) 社会福祉士の概要

① 概要

- 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく名称独占の国家資格。
- 専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行う。

(参考) 主な従事分野

- ・高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設における生活相談員
- ・病院における相談員
- ・行政機関における福祉職(ケースワーカー等)

② 資格取得方法

福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

③ 社会福祉士国家試験の概要

○ 形態

年1回の筆記試験(1月下旬に実施)

○ 筆記試験の科目(19科目)

①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

○ 試験の実施状況(平成21年度実施の第22回試験結果)

受験者数43,631人、合格者数11,989人(合格率27.5%)

④ 資格者の登録状況

134,066人(平成22年9月末現在)

(2) 介護福祉士の概要

① 概要

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格。
- 専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。

(参考)主な従事分野

- ・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設における介護職員
- ・訪問介護事業所におけるホームヘルパー

② 資格取得方法

- 次の2つの方法がある。
 - ① 厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する方法
 - ② 3年以上介護等の業務に従事した者、福祉系高校を卒業した者等が介護福祉士国家試験に合格する方法

③ 介護福祉士国家試験の概要

○ 形態

- ・ 年1回試験(第1次試験(筆記試験)、第2次試験(実技試験))
- ・ 筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。

○ 筆記試験の科目(13科目)

- ①社会福祉概論、②老人福祉論、③障害者福祉論、④リハビリテーション論、
- ⑤社会福祉援助技術(演習を含む)、⑥レクリエーション活動援助法、⑦老人・障害者の心理、
- ⑧家政学概論、⑨医学一般、⑩精神保健、⑪介護概論、⑫介護技術、⑬形態別介護技術

○ 試験の実施状況(平成21年度実施の第22回試験結果)

受験者数153,811人、合格者数77,251人(合格率50.2%)

④ 資格者の登録状況

898,429人(平成22年9月末現在)

(3)精神保健福祉士の概要

① 概要

- 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の国家資格。
- 専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

(参考)主な従事分野

- ・精神科病院における相談員・指導員
- ・精神障害者社会復帰施設における相談員・指導員

② 資格取得方法

- 保健福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、4年生大学卒業後精神保健福祉士指定養成施設卒業者等で、精神保健福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

3. 精神保健福祉士国家試験の概要

○ 形態

年1回の筆記試験(1月下旬に実施)

○ 筆記試験の科目(15科目)

①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪精神医学、⑫精神保健学、⑬精神科リハビリテーション学、⑭精神保健福祉論、⑮精神保健福祉援助技術

○ 試験の実施状況(平成21年度実施の第12回試験結果)

受験者数 7,085人、合格者数 4,488人(合格率63.3%)

4 資格者の登録状況

47,833人(平成22年9月末現在)

2. 指定試験機関及び指定登録機関制度について

(1) 根拠規定

- 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項（試験）、第35条第1項（登録）
- 介護福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第41条第1項（試験）、第43条第1項（登録）
- 精神保健福祉士：精神保健福祉士法第10条第1項（試験）、第35条第1項（登録）

(2) 指定要件

- ・ 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- ・ 試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人であること
- ・ 試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがないこと
- ・ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと
- ・ 役員に、①資格法に違反して刑に処せられ、執行が終わらない、又執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者がいないこと、②解任命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者がいないこと

3. 指定の必要性及び当該法人が指定されている理由について

(1) 指定の必要性

- 試験問題の質を確保し、問題作成に関するノウハウを蓄積していくためには、国の関与の下、同一の組織が継続的に問題作成に当たる必要がある。
- また、試験問題や登録簿における個人情報の漏洩を防止し、例年20万人近くの受験者がいる社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験について、受験資格の審査や不正行為への対処なども含めて滞りなく実施していくためには、特定の組織が一元的に試験事務を行うことが必要であり、指定制度を採用しているところ。
- 試験の全国斉一的に適正かつ確実な実施という公益性、及び行政事務の効率的運営の観点から、当該指定制度には公益法人要件が付されており、役員の選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強い関与が規定されている。

(2) (財)社会福祉振興・試験センターが指定されている理由

- 当該法人は設立当初から社会福祉分野に精通しており、試験事務の実施に必要な基礎を有していたことを踏まえ指定された。
- 制度創設以来20年が経過し、当該法人には、受験資格の審査(介護業務・相談援助の実務経験の判定等)から問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に関する十分なノウハウが蓄積されており、また、当該法人においては、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の拡充を図っている。

4. 改革方針

平成22年6月の厚生労働大臣指示を受け、積立金を大幅縮減。

○試験事業安定積立資産(28. 0億円)

平成23年度からの3年間、受験手数料を大幅に引き下げ、受験生へ還元し、全額を解消。

※社会福祉士については、5年間

	22年度	23年度～	26年度～	28年度～
社会福祉士受験手数料	9,600円	5,580円	5,580円	10,340円
介護福祉士受験手数料	12,500円	10,650円	13,420円	13,420円
精神保健福祉士受験手数料	11,500円	9,750円	13,140円	13,140円

※上記の推計は、現時点での将来の見込である。

○登録事業安定積立資産(6. 4億円)

平成23年度からの3年間、介護福祉士登録手数料を大幅に引き下げ、登録者へ還元し、資産規模を半減(3. 2億円)。

※更に、3. 2億円は登録者現況調査、就労状況調査の費用に充てる。

	22年度	23年度～	26年度～	28年度～
介護福祉士登録手数料	4,050円	3,320円	4,990円	4,990円

※上記の推計は、現時点での将来の見込である。

○公益事業拡充資金等資産(5. 1億円)

福祉介護従事者の資質向上事業に還元する。

(参考) 指定業務年間スケジュール

